

青警本交規第694号
平成22年12月20日

各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則の施行に伴う交通警察の運営について

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成22年国家公安委員会規則第6号。以下「改正規則」という。）は、平成22年11月5日に公布され、平成23年7月19日から施行されることとなった。

改正規則の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、改正規則が円滑かつ適切に施行されるよう事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「法」とは自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）を、「規則」とは改正規則による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）を、「旧規則」とは改正規則による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則をいうものとする。

記

1 趣旨

旧規則では、自動車保管場所証明書の申請等の際に、配置図等と共に所在図（規則第1条第2項第2号の「申請に係る使用の本拠の位置並びに保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した保管場所の所在図」をいう。以下同じ。）の添付等を求めているところ、平成12年の規則改正により、申請等に係る自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置が、旧自動車のと同一であるときについては、所在図の提出を原則として省略することができることとされている。

改正規則では、「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案等への対処方針について（平成22年6月18日閣議決定）及び「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）を踏まえ、自動車保管場所証明書の申請等に係る手続を簡素化して申請者等の更

なる負担軽減を図るため、自動車保管場所証明書の申請等における所在図の添付等を省略することができる場合を拡大することとした。

2 内容

(1) 所在図の添付等の省略

自動車保管場所証明書の申請又は自動車保管場所の届出を行う場合のうち、申請等に係る自動車の使用の本拠の位置が当該自動車の保管場所の位置と同一であるときについても、所在図の添付等を省略することができることとした。

ここで、「申請等に係る自動車の使用の本拠の位置が当該自動車の保管場所の位置と同一」であるとは、原則として使用の本拠の位置の地番と保管場所の位置の地番が同一である場合をいうものであり、

- 申請者等の住居又は所在地が一軒家等であれば、その敷地内に保管場所がある場合
- 申請者等の住居又は所在地が集合住宅等であれば、その敷地内に当該集合住宅等に附属する保管場所がある場合

等が該当する。

(2) 警察署長による所在図の提出の求め

改正規則により所在図の添付等を省略することができる場合であっても、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができることとした。

(3) 自動車保管場所証明申請書等の様式の改正

所在図の添付等を省略することができる場合を拡大したことに伴い、自動車保管場所証明申請書等の様式に係る規定を整備した。

3 留意事項

(1) 自動車保管場所証明書の申請等は多数の国民が関わる行政手続であることから、改正規則の運用が円滑かつ適正に行われるよう、改正規則について、関係事業者等に対する周知を図るとともに、職員及び関係業務の受託者に対する教養及び指導を徹底すること。

(2) 今回の規則改正は、保管場所の要件の審査の重要性及び現地調査の取扱いに、何ら変更を及ぼすものではない。

(3) 警察署長が所在図の提出を求めることができる「特に必要があると認めるとき」とは、所在図がなければ保管場所の位置の特定に支障が生じる場合等がこれに当たることから、地図による確認等により容易に保管場所の位置が特定できる場合等については、今回の規則改正の趣旨を踏まえ、安

易に所在図の提出を求める措置をとらないこと。

- (4) 旧規則別記様式第1号及び別記様式第2号による現行の自動車保管場所証明申請書等の様式については、改正規則附則第2条により、当分の間引き続き使用することは差し支えないこととされているが、可能な限り速やかに新たな様式に切り替えること。